

ナシヨナリズムと土地問題

—フィンタン・ローラーと青年アイルランド派—

一 問題の所在 —ナシヨナリズムの転換—

ジャガイモの病害に端を発する大飢饉（一八四五〜九年）は、「アイルランド近代史の重大な境界線」と呼ばれる。その衝撃は、人口の激減にはっきりと示されている。一八四五年から五一年にかけて約二百万の人口減が生じたばかりでなく（「大まかには、百万がこの間に死亡し、もう百万は移民した」）、アイルランドの人口はこれ以降一九世紀を通じて減少し続けた。大飢饉期間に最も急速に減少したのは小農（零細借地農）⁽¹⁾であり、彼らを土地から追い立てる（土地清掃）ことによって、地主は従来細分化されていた農地を統合し、大土地経営へ移行

小 関 隆

していった。四五年から五一年にかけて一五エーカー以下の小経営が約四九万から約二八万へと減少した一方、それ以上の規模の農場は約二七万五千から約二九万へと増加した。こうした小農の没落と土地の集中は、アイルランド農業の変質、具体的には労働集約的な穀作から労働節約的な牧畜への転換を意味した。⁽²⁾

大飢饉が契機となって、ナシヨナリズムのあり方も大きく転換した。大飢饉以前の四〇年代のナシヨナリストが最大の課題としたのは一八〇〇年制定の併合法の撤回であったが、大飢饉後の五〇年代にはこうした政治的要求ではなく、いわゆる三F（借地の安定、適正な地代、テナント・ライトの自由な処分）要求が追求された。土

地問題がナシヨナリズムの中心テーマとなったのである。大土地所有者の多くがイギリス人の不在地主であるアイルランドにおいて、土地問題はナシヨナリズムと不可分であった。勿論、大飢饉以前にも深刻な土地問題の存在は認識されていた。例えば、一九世紀前半の代表的なナシヨナリストであるダニエル・オコネルは、四五年にアールスター・カスタム⁽³⁾の法制化等による土地問題の解決を提案している。しかし、オコネルや青年アイルランド派等のナシヨナリスト指導者にとって、あくまでも当面の課題は併合撤回であり、土地問題は併合撤回によって再建されるアイルランド議会で解決が図られるべきものであった。土地問題よりも政治的ナシヨナリズムが優先された。

イギリスの急進主義者の間では、トマス・スペンス以来、土地問題はほぼ一貫して中心的な関心事だった。そして、人民憲章による議会の民主化という政治改革を突破口として様々な社会改革を実現せんとするチャーティスト運動が三九年、四二年と二度にわたって敗れて以降、四〇年代半ばのイギリスでは土地問題が改めて注目を集めていた。ファーガス・オコナー率いる主流派チャーテ

ィストは今や何よりも土地計画に力を注いでいたし、チャーティスト初期のイデオログであり、既に運動の主流を離れていたブロンテア・オブライエンも『ナシヨナル・リフォーマー』紙上で土地国有化を提唱していた⁽⁴⁾。逆に、アイルランドでは土地問題は先送りされていたわけだが、その理由には「全階級の結集」というスローガンがあった。オコネルも青年アイルランド派も、併合撤回へ向けて地主の支持を得ることを重要視していた。階級対立を内包する土地問題を持ち出すことは否応なく地主の利益に対立し、彼らをナシヨナリズムから引き離す結果になると危惧されたのである。「全階級の結集」路線が追求される限り、土地問題は後景に退かざるをえなかった⁽⁵⁾。

大飢饉の惨状は土地問題の解決が急務であることを改めて示した。ナシヨナリストも併合撤回の課題にばかり集中しているわけにはいかないはずであった。だが、オコネルにできたのはウィッグ政府に大飢饉救済を嘆願することだけであり、オコネル派と袂を分かった青年アイルランド派が四七年一月に結成したアイルランド連合も大飢饉への有効な対応策を持たず、従来通り「全階級の

「結集」路線による併合撤回を追求していた。それでも、地主による小農の追い立て等の事態を目のあたりにして、いち早く地主への期待を払拭し、土地問題の解決こそ当面の重要課題であると主張する者たちが現れ始めた。こうした中、土地問題の決定的な重要性を強調し、併合撤回の課題は土地改革のそれと結合してはじめて有意義であること、土地問題への取り組みを欠くナシヨナリズムはもはや無意味であることを精力的に論じて、後のナシヨナリストに大きな影響を与えたのが、ジェイムズ・フインタン・ローラー（一八〇七〜四九年）だった。ローラーの主張は、結局のところアイルランド連合の多数派の見解にはならなかった。それでも、前述のようなナシヨナリズムの転換を主導したのは、誰よりもローラーであった。五〇年代前半の三F運動の指導者となるチャールズ・ギャヴァン・ダッフィは、ローラーが論陣を張った四七〜八年の時期にはローラーに批判的だったが、四九年九月に至って土地問題を避けてきた従来の方針を翻し、併合撤回ではなく三Fこそが当面の課題であると宣言した。ローラーの影響は明らかだった。本稿は、土地問題とナシヨナリズムに関するローラーの議論を検討し、

現実の民族運動に対するその影響を考察する一つの試みである。⁽⁵⁾

二 ローラーの議論（一）

―大飢饉と「征服の撤回」―

ローラーに注目が集まるようになるのは、四七年一月に彼が青年アイルランド派の基本方針を全面的に批判して以降のことであるが、既に三〇年代から彼は地元クイン州周辺の土地改革運動に関与していた。ローラーが土地問題の重要性を認識するようになったのは、借地の安定と適正な地代を主たる目標に掲げたこの運動の指導者ウィリアム・コナーの影響によるところが大きい。⁽⁷⁾ 四七年一月一日付けのダッフィへの書簡において、ローラーは以下の二点にわたって青年アイルランド派を批判した。第一、青年アイルランド派が最大の目標とする併合撤回は些細な問題にすぎず、土地問題がより重要である。第二、合法的・平和的な手段のみで運動するという方針は「受動的な服従」に他ならない。これら二点のうち、本稿のテーマに主としてかかわるのは前者であり、後者については必要な限りで触れる。この書簡は大きな

反響を呼び、一躍注目されることとなったローラーは、同年四月にはアイルランド連合の指導部である評議会に選出されるとともに、一連の論説をアイルランド連合の機関紙『ネイション』に寄稿することに合意した。⁽⁸⁾

ローラーの議論の前提となったのは、大飢饉によってアイルランドの既存社会構造が解体しつつあり、新たな社会構造の樹立が求められている、という情勢認識であった。大飢饉は「フランス革命がした以上に根の深い社会の解体を既にもたらした」。大飢饉による社会の解体を本質的に特徴づけているのは、「アイルランドで最も数が多く重要な」階級たる「一〇エイカー以下の借地農」の「孤立した労働者」への転落、すなわち彼らの土地からの追い立てであった。この転落の過程は、「単なる社会的混乱や諸階級の転位以上のことを達成しつつある。……これまでこの島を覆ってきた社会構造は、もはや維持することもされることもできない。」小農と労働者の相違は決定的であった。前者には土地という「生存の足場」があったが、土地から切り離された後者の状態を改善するのは不可能だった。小農の転落が大規模に行っていた背景に、前述のようなアイルランド農業の変

質（穀作中心→牧畜中心）があることを、ローラーは認識していた。「数百万人を雇用するような農業は我が国から姿を消し、僅かに数千人以上しか雇用しないような農業が登場するだろう。」⁽⁹⁾

大飢饉の惨状は、「革命」による新たな社会構造の樹立を十分に正当化するものだった。「社会の成員が貧困のために死に絶え始めた時……その時こそ社会は解体し、異なる形態……を採るべきであるというのが神の意志である」。ローラーは新たな社会構造の樹立を、「ノルマン・ヨーク」論を想起させる「征服の撤回」という表現で呼んでいる。「併合を撤回するのではなく征服を撤回すること、……新しい国を樹立し自由な国民を育てること……これが私の目的である」。そして、新しい社会構造の基盤を形成すべきなのが、没落の危機にある小農であった。「岩のように堅固に我が国の土地に根づいた」「安定し独立した小農」こそが、「民族が安心して依拠することができる……唯一の基盤」である。言うまでもなく、「堅固な小農」の創出には土地問題の解決が不可欠だった。⁽¹⁰⁾

それでは、土地問題の解決に際して地主はいかなる役

割を果たすのか？ 前述のように、オコネルも青年アイ
ルランド派も地主に強い期待を寄せていたが、ローラー
は地主と人民の間の利害対立を強調した。「地主たちは、
もはやこの国で彼らと我々が共存することは不可能であ
ると宣言している。」大飢饉の渦中にある小農に対する
地代支払いの要求は、小農から彼ら自身の食糧を奪うこ
とを意味した。地代を支払えない小農の多くは土地を追
われたのであるから、地主の地代支払い要求によって、
小農は実質的に死か追い立てかの二者択一をつきつけら
れたことになる。こうして、地主は小農の労働者への転
落という社会解体の本質的過程を促進していた。「地主
たちは今、まさに全人民の生命と存在を抹殺し、我が国
の自由と希望を永遠に踏み躪ろうとしている。」⁽¹⁾それで
も、ローラーが地主への期待を全く持たなかったわけ
ではない。現実に土地所有権を主張している地主の協力が
得られれば、土地問題の解決をその最重要課題とする
「征服の撤回」は容易になるに違いなかった。「我が国は
地主諸君に、我が国に助言を与え、我が国を指揮し導く
ことを要求する。なぜなら、諸君が我が国の土地を所有
しているからである。諸君自身の価値が問われているか

らである。……諸君の援助なしに、社会変革の作業は迅
速かつ安全には遂行されえないからである。」しかし、
大飢饉の進展とともに、ローラーは地主が人民の側に身
を置く可能性はきわめて低いという考えを強めていった。
「私は地主を……敵と考えていたのであり……新しいア
イルランド民族の一部になることを彼らに呼び掛けたの
である……しかし、もう遅すぎる。」地主が「征服の撤
回」に協力することは「ほとんど期待できない」という
のが、ローラーの結論だった。当然、アイルランド連合
の「全階級の結集」方針は批判の対象となった。ローラ
ーによれば、地主の協力は望ましかったが、決して「征
服の撤回」にとって不可欠の条件ではなかった。社会変
革を遂行する真の力は人民に存するのであり、地主が協
力するか否かは変革の速度や容易さを決定するにすぎな
いのだった。

「地主諸君は人民の意に反して、あるいは人民抜き
に行動することはできない。人民は諸君のできないこ
とを、諸君の支援なしに行なうことができる。彼らに
はその意志があり、彼らはその方法を学ぶだろう。……
一つの明確な固有の権利、すなわち新しい社会秩序

を確立し、それに移行する権利が人民に戻ってきている。この権利は人民に存する。」¹²⁾

以上のような議論の根底となる、土地所有権の原則に關するローラーの見解はいかなるものだったのか？

「自然権として、神の認可によって、アイルランドの土地はアイルランド人民に属する」。その基礎に自然権思想を持つ点で、ローラーの見解は土地改革思想の先駆者たるスペンスやベインのそれに通ずる。現在、アイルランドの土地は地主に所有されているが、これは本来の土地所有者、すなわち人民から条件つきで委ねられているにすぎない。「……土地の一部の占有や土地生産物への財産権を正当に主張できるのは、人民の認可によって、人民の意志に従い、人民のテナントとして、人民によってつくられるかあるいは認められた条件に基づいている場合だけである」。地主が土地所有権を主張できるのは、それが人民の利益に適っている場合のみであり、人民の同意を得られない、人民の利益に反する地主の土地所有は廃されねばならない。アイルランドの現状はどうか？地主は人民の意志に制約されるべき土地所有権をふりかざし、大飢饉の最中、食糧を犠牲にしてでも地代を支払

うことを要求して、明らかに人民の利益に対立している。「彼らは掠奪者の権利、すなわち征服の権利によって、人民を無視、軽蔑しながら、土地を獲得し、保持している。」地主の土地所有はその正当性の裏付けを欠いていたのである。¹³⁾

ローラーの提唱した土地問題の解決の内容は、スペンスの教区による土地公有、ブロンテア・オブライエンの土地国有、あるいはベインの説く土地独占の代償としての地主への課税、これらのいずれとも異なっていた。ローラーの議論では、土地問題の解決のあり方は地主の対応に大きく依っていた。可能性は低いとはいえ、もしも地主が人民の側に立つならば、その土地所有は廃止の對象とはならず、逆に地主が現在の姿勢を採りつづけるならば、彼らの手から土地を奪うことが必要になるからである。ここで「人民の側に立つ」とは、具体的には没落の危機にある小農が「堅固な小農」となるように促すことであるから、地主はまず強硬な地代の支払い要求を撤回し、小農の追い立てをやめなければならぬ。「土地を占有している借地農が、自らの生産物のうちから全面的で充分な食糧と、翌年の生産のために充分な種子を得

る権利は、他のいかなる権利よりも上位にあり優先される。」さらに、「安定し独立した小農」の創出には借地の安定化に地主が同意することが必要であり、ここでローラーが持ち出すのがアルスター・カスタム（特に借地の安定と適正な地代）の適用であった。地代は「土地獲得のための競争や地主ないし代理人によってではなく……我が国の一般的な水準か借地農と地主の同意……によって」決定される。そして、こうして適正に設定される地代を支払う限り、借地農には「土地の永続的な占有」が保証される。このようにして借地が安定化されるならば、借地農は実態的には自作農とほとんど異なるところのない「堅固」で「安定し独立した小農」となるだろう。反対に、地主が人民に敵対しつづける場合には、地主の土地所有を否定し、本来の土地所有者である人民の手に土地を奪回すること（自作農創設）が必要になる。「地主か我々か、どちらかがこの島を去らなければならない。……地主が根絶されるまでは、我々がこの国に根づき、成長し、繁栄することは不可能である。」こうして、「征服の撤回」の根幹たる土地問題の解決には二つの道があった。勿論、可能性が高いのは第二の道の方であった。

三 ローラーの議論(二)

—土地改革と併合撤回—

ローラーは「単なる併合撤回」の無価値を度々指摘したが、前節で見た彼の土地改革の要求は、決して併合撤回の要求と無関係ではなかった。前述のように、アイルランドの土地を所有している大地主の多数派はイギリス人の不在地主だった。土地問題はイギリスのアイルランド支配の問題と深く結びついていたのである。勿論、地主とともにイギリス政府も「堅固な小農」の創出に同意し、借地の安定化を図るのであれば、併合撤回の課題は少なくとも当面は浮上しない。しかし、イギリス政府が土地改革に同意することはほとんど期待できなかった。まず間違いなく、イギリス政府は「歩兵隊、騎兵隊、そして大砲によって地主の既得権を押しつける」ことを試みるだろう。こうして、土地問題の解決のためには、イギリス政府との闘い、併合撤回を目指す闘いが必要になるのである。

土地所有の場合と同じく、ローラーによれば、アイルランドの本来の立法者はアイルランド人民であった。そ

して現在のイギリス政府によるアイルランド統治、イギリス議会によるアイルランドに関する立法は、本来の立法者の同意に裏付けられていなかった。「我々は、現在のこの島の支配体制は……単なる権利の侵害、暴政であり、道徳的意味において無効であると考える。……我々の同意なく他の民族によって制定された法に服従する必要はない。」「征服の撤回」とは、本来の土地所有者、立法者としての権利を人民に取り戻すことであった。そして、人民が本来の土地所有者としての権利を行使するためには、併合撤回によってイギリスの支配を脱し、自らを立法者とすることが必要であった。土地改革の要求と併合撤回の要求は結合されるべきな⁽¹⁶⁾のだった。「私の希望はこれら二つを一つに堅く結合すること……そしてそれを達成することなのである。」

それでも、「征服の撤回」の根幹を成すのはあくまでも土地問題の解決であった。

「何年か前、イギリスの征服は二つの部分、すなわち我々の自由の征服と我々の土地の征服から、一つの全体として構成されていることを、私は見て取った。

そして、私は次のことを明確に理解した。我々の自

由の再征服は我々の土地の再征服なしには不完全、無価値であり、……それだけでは達成されることはできない。逆に、我々の土地の再征服は自由の再征服を含まざるうし、少なくともそれだけでも完全であり、……容易にはできないにしても達成可能である。」

併合撤回がそれだけでは達成されえないのは、併合撤回のためにはアイルランド人民の主軸となる小農が決起しないからである。自らの生存にかかわる土地改革のためなら、彼らは立ち上がるだろう。「私は主張したい。勝利が作りだされる原料を土地の問題は含んでいるが、立法府の問題は含んでいない。したがって、我々が本心に熱心に決然として成功を望んでいるのであれば、我々が立脚し、我々の旗を掲げ、イギリスに闘いのしるしを投げつけるのは土地の問題においてであるべきであり、立法府の問題においてでははならない。」政治的⁽¹⁷⁾要求は土地改革のそれと結合してはじめて、人民をひきつけることができる。「征服の撤回」を目指すナショナリストの中心的課題は、土地問題だったのである。

さて、以上のような「征服の撤回」を提唱しながら、ローラーはいかなる具体的な運動方針を提起したのか？

四〇年代の併合撤回運動は専らイギリス議會を通じた併合撤回を追求してきたが、前述のように合法的・平和的な手段に運動を限定することは「受動的な服従」であると考えられるローラーにとって、議會主義はナンセンスであった。「我々は……地主の議會に対して地主の利益に反するアピールをするつもりはない。」しかし、全面的な武力の闘いでイギリスに勝利できるともローラーは考えていなかった。「イギリスの戦力は堅固に、強力に確立されている。……諸君は、有効な打撃を与えうるところまで諸君自身の兵力を組織することも訓練することもできない。」⁽¹⁹⁾議會主義に代表される合法的・平和的運動でもなく、正面からの武力闘争でもない、「道徳的權利によりよく基礎づけられ、実践的にもより効果的な」、「道徳的の反乱」と呼ばれる第三の道が提案された。「道徳的の反乱」は、武力行使を容認する点で合法的・平和的運動とは異なる。また、「真の軍事的反乱」との違いは、武力を「防衛的に行使するか、攻撃的に行使するかの相違」にあった。「道徳的の反乱」の具体的な行動として提起されたのは、何よりも小農の転落を阻止すること、すなわち地代不払いと追いつて拒否であった。「再征服の

形態として、私は地代不払いと追いつて過程への抵抗を選択する。」地主の地代要求と、地代を支払わない小農を追いつて立てる權利を承認するならば、「道徳的の反乱」は形式的には非合法法である。同時に、地代徴収、土地清掃を強硬に実行しようと地主が試みるならば、「道徳的の反乱」を遂行せんとする小農の側の「防衛的」な武力行使が必要となるだろう。農村コミュニティ全体の結束を基盤に、こうした「防衛的」な武力行使を各地で展開することによって、イギリスの兵力の組織を撓乱し、規律を混乱させることができる、ここに勝利の可能性がある、というのがローラーの展望だった。「堅固な小農」を基盤とする「征服の撤回」を目指す闘争は、何よりも小農自身の生存をかけた「道徳的の反乱」に依拠すべきものであった。⁽¹⁹⁾

四 ローラーと青年アイルランド派

―急進派の形成―

四七年九月一九日、ローラーはティペラリー州ホーリークロスにおいて公開集會を開催した。集會では、地代不払いと追いつて拒否の運動の支援とティペラリーへの

アルスター・カスタムの適用を目的に、ティベラー借地農同盟を設立することが決定されるとともに、土地所有権の原則や借地農同盟の任務に関する決議案が採択された。ローラーの当初の目的は達成されたかと思われるが、集会の最後になって前述のコナーが突如登場したことから事態は紛糾した。採択された決議案には「うさくさい」ところがあるとコナーが述べると、「彼の目的は我々の間に不和をつくりだすことである」などとしてローラーが介入し、発言を妨害した。議長はローラーに同調してコナーに発言を続行する機会を与えなかったが、集会参加者の多数がこの措置に納得したとは思われない。集会は混乱のうちに散会となり、ティベラー借地農同盟は実際には組織されなかった。⁽²⁰⁾

アイルランド連合の有力指導者のうちで、ただ一人このホーリークロス集会にあたってローラーに協力したのがマイケル・ドヘニーであったが、彼はローラーの見解を全面的に支持していたわけではなかった。集会を前にした九月七日、アイルランド連合の最高指導者であるスミス・オブライエンへの書簡の中で、彼は以下のようなまさに典型的なジレンマを表明している。借地農同盟を

通じて、アイルランド連合は従来組織できなかった多くの者たちを動員することができるだろう。しかし、借地農同盟の運動は「地主の利益に対立する」から、アイルランド連合がそれを支援すれば、地主の協力を期待することはおそらく永遠に不可能になるだろう。「全階級の結集」路線を採るドヘニーは、アイルランド連合がどこまで土地問題に関与すべきか、判断に窮していたのである。⁽²¹⁾

自らの方針を実践する指導者としてローラーが最も期待していたのは、おそらく『ネイション』の主筆として大きな影響力を持つジョン・ミッチェルだった。彼はローラーに注目が集まる以前の四六年六月、既に土地問題について『ネイション』紙上で以下のように論じていた。不安定な借地条件のために小農は常に土地を失う危機にさらされ、彼らが行なった農地の改良は追いついて立ての際にも賠償されない。これは「人民の財産」の侵害である。したがって、まず当面は借地の安定と改良投資への賠償が保証されねばならない。しかし、土地問題の最終的解決は自作農創設である。「『地主』階級の損害を最小限にして、現在の土地の賃貸者を……何らかのかたちの土

地所有者にいかにか轉換させるか、これこそが……絶対に解決されねばならない問題である。この問題について、同じく『地主』階級に彼ら自身が入るよう⁽²²⁾に検討させようではないか。ミッチェルもまた、「全階級の結集」路線から自由ではなかった。地主の利益に配慮しながら、地主の主導権の下で土地問題の解決を図ろうとする点で、当時のミッチェルはローラーとは見解を異にしていた。また、これはローラーの登場後であるが、四七年二月、ミッチェルは従来のナシヨナリストの議論を踏襲し、土地問題の解決に先行して併合撤回が実現されるべきであると論じていた。「……もしもアイルランド議会有れば、それがたとえ小農とは利害が対立していると思われている地主によって構成されるとしても、……今は保護されていない農民が自らの財産を正当な法によって保証されることが、充分期待できるのである。」⁽²³⁾

しかし、他の多くの論点について、ミッチェルはローラーの議論に即座に同意した。ミッチェルにとつても、大飢饉による最も重要な変化は小農の「日々の賃金に依存する労働者」への転落であった。そして、この転落を阻止し「堅固な小農」を創出するため、アルスター・カ

スタムの法制化と全国への適用を当面の課題とする（自作農創設を先の目標としながら）点でも、ミッチェルはローラーに一致した。さらに彼は、大飢饉の最中に地主が土地所有権を主張する資格を否定した。

「……いかなる国においてであれ、その国民の多くが欠乏のために死に絶えていく時、……そこにはもはやいかなる財産も存在しない。あるのは掠奪と殺人だけである。……アイルランドにおいて長きにわたってそうであるように、状況が全く耐えられないようになった時には、社会そのものが解体し……財産は剝奪される。……その国では、社会が再構築され、秩序と法が再組織されることが……絶対に必要になる。」⁽²⁴⁾

ミッチェルにとつても、土地問題の解決は「社会の再構築」と不可分であった。

ミッチェルとローラーの間に残された最大の見解の相違は、やはり地主の評価だった。ミッチェルも徐々に地主への失望を深めていったが、「全階級の結集」路線を放棄するのは容易ではなかった。地主がローラーの提唱に同意して人民の側に立ち、「この地球上で最も人望のある、最も強力な貴族」になることを、ミッチェルは期待

した。結局、彼はローラーの借地農同盟設立計画を「激励」はしたものの、ホーリークロス集會等の實際の組織活動には一切関与せず、ローラーを大いに失望させた。⁽²⁵⁾ ミッチェルが「全階級の結集」路線を最終的に放棄したことを伝え、借地農同盟を援助しなかったことを自己批判したのは、四八年一月四日のローラーへの書簡においてであった。

「……我々が意見を異にしていた唯一の問題に関し、私は完全に誤っていました。昨年の夏、……『諸階級を和解させる』という欺瞞的方针を放棄する機会が訪れました。……私はアイルランド連合やその評議會に正しい方針の採用を迫るべきだったのです。そして、必要とあらばこの問題をめぐって組織を分裂させるべきだったのです。」⁽²⁶⁾

しかし、ミッチェルに対し深い不信任感を抱くようになっていたローラーは、態度を和らげなかった。

四八年一月、ミッチェルと彼の支持者たちは『ネイション』及びアイルランド連合評議會から離脱するが、この脱退に与えたローラーの影響は明らかだった。ミッチェルら急進派とスミス・オブライエンやダッファイら穏健

派の主要な対立点は、次の二つだった。第一に、前者が地主への期待を払拭し、小農に主として依拠した運動の構築を訴えたのに対し、後者が「全階級の結集」方針を維持していたことである。第二に、前者が地代不払いや追い立て拒否といった行動を必要な場合には武力行使をも辞さずに展開することを唱えていたのに対し、後者がイギリス議會に併合撤回の支持者を送り込み、合法的・平和的に併合を撤回せんとしていたことである。これら二点いずれに関しても、ミッチェル派の見解はローラーに一致していた。また、二月一二日に発刊されたミッチェル派の新聞『ユナイテッド・アイリッシュマン』の土地問題に関する議論は、ローラーのそれを色濃く反映していた。「社会を再構築する最も確実な基盤は、小農という膨大な独立した階級である」。小農は単なる「コミュニティの一階級」ではなく、「コミュニティそのもの」なのである。したがって、土地から切り離されようとしている小農を保護することこそが行動の基本となる。

「……諸君が自らの生命を守る唯一の方法は、支払い要求に逆らうこと、そして諸君自身の收穫物から諸君自身及び家族や労働者のための食糧を、まず最初に

獲得し保持することである。諸君自身の生活に確信が持てるようになるまで、収穫物をその一部たりとも手放さないことである……そして、諸君自身の要求が満たされるまで、合法・非合法を問わずあらゆる要求に對して、必要となるあらゆる方法で抵抗することである。」

ここで提起されているのは、ローラーの「道德的反乱」に他ならない。⁽²⁷⁾

急進派の指導者として、イギリス政府やダブリン総督府から最大の危険人物と目されていたミッチェルは、四年五月末に一四年間の流刑に処された。『ユナイテッド・アイリッシュマン』の路線を引き継ぐため、新しい新聞『アイリッシュ・フェロン』の刊行を計画したミッチェルの義弟ジョン・マーティンは、主筆の任に就くとをローラーに要請した。ミッチェルへの不信任感から『ユナイテッド・アイリッシュマン』に協力せず、結局前年九月のホーリークロス集会以来運動の場面から姿を消していたローラーはこの要請を受諾し、急進派の立場から運動を指導することとなった。だが、「道德的反乱」の計画は大飢饉の渦中にある小農の耳にはほとんど届か

なかつた。「道德的反乱」の実践には農村コミュニティの組織化が不可欠だったが、各地に「フェロン・クラブ」を設立しようというローラーの構想は進展しなかつた。七月上旬にマーティンやダップィが逮捕されるなど運動への弾圧が急速に強まると、ローラーは次第に「道德的反乱」の「防衛的」という原則から逸脱し、「攻撃的」な武力行使を訴えるようになっていった。組織化が成功しない限り、可能なのは散発的なテロリズムだけであるように思われた。七月二二日の『アイリッシュ・フェロン』最終号のローラーの論説は、次のように断ずる。

「現在のアイルランドには、処理すべき一つの事実と考慮すべき一つの問題があるだけである。事実とは、イギリスの制服を着て、イギリスに仕えている約四万人の武装した者たちが、この国を占領していることである。問題とは、これら四万人をいかに捕らえ、いかに殺すのがベストか、ということである。」主体的条件が不十分なことを認識してはいたが、ローラーには闘いを放棄するつもりはなかつた。しかし、ローラー自身は七月二七日に逮捕されることとなり、その二日後のバリンガリーにおける青年アイルランド派の「蜂起」には参加できな

つた。⁽²⁸⁾

五 むすびに代えて

―三F運動と「土地戦争」―

五〇年八月に借地農同盟を設立し、五〇年代前半の三F運動の指導者となるダッフィは、後年、ローラーについて以下のように書いている。

「私にとって、ローラーの理論は空想的な夢であった。彼の言う、鎖につながれた虎のように苛立っている怒れる小農は想像上の生物であり、実際に生きている人々ではなかった……大飢饉の苦難、そして永遠に服従せよという奴隸的な教えのために、彼らは自発的に自己を主張することができなくなっていた。彼らは武器の使用方法などほとんど何も知らなかった……彼らが全面的に信頼している唯一のアドヴァイザー「カソリック聖職者」は、不可避免的にローラーの説くような運動には反対していた。」

たしかに「怒れる小農」は決起しなかった。彼らは大飢饉の中で疲弊しきっており、彼らに対して圧倒的な影響力を持っていたカソリックの聖職者は、一貫して武力行

使に反対していたばかりでなく、オコネル派によって「無神論者」の烙印を捺された青年アイルランド派全体に敵対的だった。四八年一月に獄を解かれたローラーは、それでも再度武装蜂起を準備した。コーク、リムリック、キルケニー、ウォーターフォード等で四九年九月一六日に同時蜂起することが計画された。しかし、またしても「怒れる小農」は決起しなかった。計画は挫折し、再び逮捕されたローラーは、同年二月二七日、持病の気管支疾病の悪化のためその生涯を閉じたのである。⁽²⁹⁾

しかし、三F運動の組織にあたってダッフィがローラーの影響を受けていたことは否定できない。四九年九月、ダッフィはもはや地主の協力に期待すべきでないことを宣言した。「全階級の結集」路線が放棄されたのである。いかに地主の利益に反していようが土地問題を解決すること、具体的には三Fを獲得することこそが、当面取り組まれるべき課題だった。ダッフィによる「全階級の結集」路線や併合撤回優先方針の放棄は、思想的には誰よりもローラーに負っていた。しかし同時に、三F運動にあってはローラーの議論のいくつかの重要なポイントが欠落していることも事実である。まず第一に、ローラー

の提唱した地代不払いや追い立て拒否といった運動方針は三F運動では採用されず、独自の強力な議会党を組織し、イギリス議会を通じて三Fを獲得することが追求された。伝統的な議会主義の方針が継承されたのである。

また、ローラーが土地改革の要求と併合撤回の要求を統一的に追求すべきことを訴えたのに対し、三F運動からは併合撤回の要求は姿を消した。ここでは政治的要求が土地問題と結合させられたのではなく、むしろ政治的要求が後退したのだった。さらに、アルスター・カスタムの適用を土地問題解決のための第一歩としながらも、最終的には自作農創設が必要になる可能性が高いと展望したローラーとは異なり、三F運動は地主—借地農関係そのものには手をつけようとしなかった。⁽³⁰⁾

こうした意味で、ローラーの精神は、約三〇年後のいわゆる「再出発 (new departure)」の中でより完全に継承された。七〇年代末の「再出発」では、アメリカのフニアン指導者であったジョン・デヴォイの仲介を得て、チャールズ・スチュアート・バーネル率いる議会内のナショナルリスト、マイケル・ダヴィットの指導する土地改革運動家、そしてフニアンの活動家の協力関係が、様

々な不一致を残しながらも実質的に成立したが、この協力関係の基本的な二大目標となったのが、土地改革（自作農創設）とアイルランド議会の再建であった。「再出発」を経て、七九年一〇月にはバーネルを会長、ダヴィットを有力な指導者とする土地同盟が結成された。土地同盟が発表した「宣言」は、明らかにローラーの議論を踏襲して、「アイルランドの土地はアイルランドの人民に属する」ことを唱った。また、ローラーやその同僚とは異なり、農村コミュニティに強固な組織を持っていた土地同盟は、その運動の中で、まさにローラーの「道徳的反乱」の具体化である「ボイコット」戦術というコミュニティぐるみの闘いを広く実践することができた。こうして、ローラーの議論は一九世紀アイルランドの最大の大衆運動である「土地戦争」の思想的バックボーンとなったのである。⁽³¹⁾

(1) 零細借地農を指すことばとして、「ローラーは peasant, smallholder, tenant 等を厳密に区別することなく使っている。本稿では原則として小農という表現を用いる。

(2) J. C. Beckett, *The Making of Modern Ireland, 1603—1923*, New York, 1966, chap. XVI; L. M. Cullen, *An Economic History of Ireland since 1600*, London, 1972.

pp. 131—9; Cormac O'Grada, *The Great Irish Famine*, London, 1989; Gearóid O'Tuathigh, *Ireland before the Famine, 1798—1848*, Dublin, 1972, chap. 6; Cecil Woodham-Smith, *The Great Hunger: Ireland, 1845—9*, London, 1962; 杉原 薫「イギリス産業革命とフットランツ」角山 栄(編)『講座西洋経済史II: 産業革命の時代』同文館、一九七九年。

(3) フルスターを中心とした借地農の慣習的権利。具体的には、借地の安定、適正な地代、借地農による改良投資の補償。石井光次郎「一九世紀前半のフットランツ・フルスター地方の農業経営と『テナント・ラント』」『東京経大季誌』一三五号、一九八四年三月；椎名重明「フットランツの借地慣行とイギリス土地法—とくに借地農の財産権の保障問題をめぐって—」岡田与好(編)『近代革命の研究(下)』東京大学出版会、一九七三年。

(4) Malcolm Chase, 'The People's Farm': *English Radical Agrarianism, 1775—1840*, Oxford, 1988; Alice Mary Hadfield, *The Chartist Land Company*, Newton Abbott, 1970; Alfred Plummer, *Bronterre: a Political Biography of Bronterre O'Brien, 1804—1864*, London, 1971, chap. 9; *National Reformer*, 16 Jan. 1847; 古賀秀男『チャーティスト運動の研究』『ネネヴァ書房』一九七五年、第四章。

(5) James S. Donnelly, Jr., 'The Land Question in Na-

tionalist Politics', Thomas E. Haehy & Lawrence J. McCaffrey (eds.), *Perspectives on Irish Nationalism*, Kentucky, 1989; Charles Gavan Duffy, *Four Years of Irish History, 1845—1849*, London, 1883, pp. 476—7; F. S. L. Lyons, *Ireland since the Famine*, London, 1971, p. 104; Kevin B. Nowlan, *The Politics of Repeat: a Study in the Relations between Great Britain and Ireland, 1841—50*, London, 1965, pp. 2—19, pp. 145—8, pp. 218—31.

(6) Donnelly, *loc. cit.*, pp. 86—8; Duffy, *op. cit.*, p. 465, pp. 476—7; Robert Kee, *The Most Distressful Country: the Green Flag Volume One*, London, 1976, rpt. 1983, pp. 260—1; Lyons, *op. cit.*, p. 93, p. 104; John Mitchell, *Jail Journal*, originally in *Citizen*, 14 Jan. to 19 Aug. 1854, rev. edn. Dublin, 1982, p. xlix; Nowlan, *op. cit.*, pp. 16—9, pp. 148—51. ノーランドの借地農は、大規模の農業運動を遂げた。その研究を要する。その結果として、新大規模の農業経営。著作集として L. Fogarty (ed.), *James Fintan Lalor: Patriot & Political Essayist*, Dublin, 1918, rpt. 1921. 参考資料として、F. O'Neill, 'Thomas P. O'Neill', James Fintan Lalor, J. W. Boyle (ed.), *Leaders and Workers*, Cork, 1966, 3rd edn. 1978; T. F. O'Sullivan, *The Young Irelanders*, Tralee, 1944, 2nd edn. 1945; 尾崎 啓「フットランツの土地問題」『ナショ-

マトー」F. ローターの論説をめぐって」『國際商科大学論叢』二号、一九六八年。

- (7) ローターの父は有力なオロネル支持者であり、庶民院議員を務めたバトリック・ローラーである。カーロウ・レイ・カレッジで化学を学んだ後、オネールは二〇年代末にローラーはフランスに渡つてゐるが、例えば七月革命に關与したとの記録はなから。Richard Davis, *The Young Ireland Movement*, Dublin, 1987, pp. 189; Fogarty, *op. cit.*, pp. xiii—xiviii; O'Neill, *loc. cit.*, pp. 37—9. ローターの根本的議論は以下の通り。(租税の根源) 土地の供給は限りがあるのび、土地獲得競争は過熱になる→(1)の租税と借地の永続化。(対策) 可能な土地の租税と借地の永続化。United Irishman (以下、UI), 4 March 1848.
- (8) Lalor to Duffy, 11 Jan. 1847, Fogarty, *op. cit.*, pp. 2—4; Lalor to Duffy, 18 April 1847, Duffy Papers, MS. 5757, National Library of Ireland (以下、NLI); Mitchell to Smith O'Brien, 8 Sept. 1847, O'Brien Papers, MS. 439, NLI; Davis, *op. cit.*, pp. 126—7.
- (9) *Nation*, 24 April, 15 May 1847; *Irish Falcon* (以下、IF), 1 July 1848.
- (10) Lalor to Mitchell, 21 June 1847, Fogarty, *op. cit.*, p. 44; *Nation*, 24 April 1847; IF, 24 June, 1 July 1848.
- (11) *Nation*, 15 May 1847; IF, 24 June 1848.

- (12) Lalor to Mitchell, 21 June 1847, Fogarty, *op. cit.*, p. 43; *Nation*, 24 April, 15 May, 25 Sept. 1847; *The Times*, 22 Sept. 1847; IF, 24 June, 1 July 1848. cf. Denis Gwynn, *Young Ireland and 1848*, Cork, 1949, p. 133.
- (13) *Nation*, 21 June, 25 Sept. 1847; *The Times*, 22 Sept. 1847; IF, 8 July 1848; Chase, *op. cit.*, chaps. 2—3; Lyons, *op. cit.*, pp. 96—7; Nowlan, *op. cit.*, pp. 149—50; O'Neill, *loc. cit.*, p. 40; Thomas Paine, 'Agrarian Justice', Monocure Daniel Conway (ed.), *The Writings of Thomas Paine: Volume III, 1791—1804*, New York, 1895.
- (14) *The Times*, 22 Sept. 1847; *Nation*, 25 Sept. 1847; IF, 24 June 1848.
- (15) IF, 8 July 1848; Nowlan; *op. cit.*, pp. 2—3, p. 145.
- (16) IF, 24 June, 1 July 1848.
- (17) IF, 24 June, 1, 8 July 1848.
- (18) *Nation*, 20, 27 March 1847; IF, 1 July 1848; Nowlan, *op. cit.*, p. 147.
- (19) *The Times*, 22 Sept. 1847; *Nation*, 25 Sept. 1847; IF, 1, 8 July 1848; Davis, *op. cit.*, pp. 140—1; Donnelly, *loc. cit.*, p. 87. ローターはまた、地主が人民の側でゐた場合は各階級からの代表で構成されるナショナル・カンパニンを組織し、アイルランドの真の代議機関として機能させる、という構想があつた。これは、急進主義的立場の「代議会」の案頭に類する。 *Nation*, 15 May

リー・ジョージにもローラーの影響があったとしばしば指摘されるが、彼が直接ローラーの著作に学んだことは実証されていない。しかし、七〇年代のアメリカのアイランド人の間では土地独占への批判が顕著に高まっていたのであり、こうした潮流の中心になっていた『アイリッシュ・ワールド』紙にはジョージも関係していた。同紙の関係者やアメリカのフィニアン等の活動家等を通じて、彼がローラーの著作に触れたと推測することは可能である。また八〇年秋、ジョージはダヴィットと出会うが、この出会いが一つの契機となって八一年に彼は『アイランドの土地問題』と題するパンフレットを発表し、さらに同年十一月から八二年九月までアイランドに滞在して、アイランドの土地改革運動への関与を深める。ダヴィットはローラー

の著作から多くを学んでいたのであるから、ダヴィットを通じてローラーの影響がジョージに及んだと考えることが出来る。Charles Albro Barker, *Henry George*, New York, 1955, p. 335, pp. 365—7; Bew, *op. cit.*, p. 48, p. 136; J. Dunsmore Clarkson, *Labour and Nationalism in Ireland*, New York, 1925, p. 157; Fogarty, *op. cit.*, pp. xl—xlii, pp. 131—2; Foster, *op. cit.*, pp. 381—3; Henry George, *The Irish Land Question*, New York, 1881, rpt. as *The Land Question*, New York, 1973; Henry George, Jr., *The Life of Henry George* (2 vols.), New York, 1911, p. 347, 3rd period, chap. III; O'Tuathaigh, *op. cit.*, p. 226.

(一橋大学大学院博士課程)